

青梅市情報公開・個人情報保護審査会議事概要（第42号～  
第44号事件）

1 日 時 令和4年4月5日（火）10時00分～11時30分

2 場 所 青梅市役所4階403会議室

3 出席者

[委 員]

伊東 健次（会長）

飛弾 直文

齊藤 和弥

（1名欠席）

[審査請求人]



[第42号事件・第43号事件実施機関説明員]

谷合 一秀（総務部長）

茂木 正（総務部文書法制課長）

大西 宏幸（総務部文書法制課情報公開文書係長）

[第44号事件実施機関説明員]

谷合 一秀（総務部長）

塚田 正巳（総務部職員課長）

平岡 成太（総務部職員課人事研修係長）

[事務局]

陶山 晶平（総務部文書法制課法制担当主査）

横山 竜太（総務部文書法制課法制担当主査）

古山 貴教（総務部文書法制課法制担当主査）

4 議事内容（要旨）

第42号事件「公文書不存在決定処分にかかる審査請求」、第43号事件「保有個人情報開示請求不承認決定処分にかかる審査請求」および第44号事件「公文書不存在決定処分にかかる審査請求」について、審査請求人の口頭意見陳述および実施機関の口頭説明を受け、それぞれ質疑を行った。

(1) 審査請求人の口頭意見陳述

ア 第42号事件

平成29年6月23日および同年8月21日の情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）では、届出にかかる報告事項が数多くあるのに、なぜ諮問事項がないのか。本件に関する諮問事項はあったんだと思う。諮問事項があったにもかかわらず、公文書を開示していない。こうしたことから、本件処分は誤りであり、棄却を求めるものである。

イ 第43号事件

本件処分の不承認理由を、報告者の氏名を記載した書類を作成していないこととしたのは理解できない。報告した人の名前を教えてほしい。事務局が審議会会長に報告したのなら、少なくとも会長からどのようなコメントや指示があったのか、記録に残すのが普通である。なぜ公文書を作成しなかったのかを説明しなければ、いくら審査会をやっても意味がない。

ウ 第44号事件

反論書に記載した経緯が弁明書には書かれていないが、その際の公文書不存理由は「事務引継書を作成することなく離職したため」というものであった。

弁明書では辞令等について、青梅市公文規程を引用して適法としているが、私は辞令「等」と書いて請求している。「等」について弁明書は答えていない。

(2) 実施機関の口頭説明

第42号事件から第44号事件まで、弁明書に沿って、実施機関による説明が行われた。

(3) 実施機関の口頭説明に対する質疑応答

ア 第42号事件・第43号事件

(質疑) 1点目は、審議会の議事録について、事務局から審査請求人に対して開示しているのか。2点目は、平成29年6月23日の審議会に報告した件について、審査請求人に関連する案件であったと思うが、これについての協議は行われなかったのか。

(回答) 1点目の議事録については、ホームページで公開しているものであるため、審査請求人も認識しているものと思う。2点目の平成29年6月23日の審議会では、当該案件にかかる報告事項

があり、これについて審議会委員から実施機関の担当者に意見を聴く機会を設けている。

(質疑) そもそも諮問事項に該当するものではなかったから、諮問しなかったということで、結論的には理解できる。ただ、審査請求人は、諮問事項がない中で、なぜ実施機関の担当責任者が出席して委員と議論が行われているのか、何か隠していると思っているのではないか。

(回答) 審議会の議事進行は、全ての報告事項において、基本的に担当責任者が出席の上、該当の事務を説明し、それに対し委員からの質疑に対応するという形式で行われている。

#### イ 第44号事件

(質疑) 審査請求人は、反論書において、弁明書の「本件処分に至るまでの経緯」の一部は本件審査請求とは無関係で、個人情報保護条例に違反しているのではないかと主張している。実施機関としては、本件審査請求に関係あるものと考えて記載したのか。

(回答) 当該事項についても経緯の一つとして記載をしている。審査請求の契機となった公文書公開請求から経緯をたどって記載したものである。

#### (4) 委員による協議

第42号から第44号事件まで一括して協議を行う。

前提として、情報公開条例にもとづく公文書公開請求は、公文書しか対象にならないのは言うまでもない。

また、審査請求人の主張は、情報公開条例や個人情報保護条例にもとづく請求に対する処分のここがおかしいというのではなく、市の事務処理に対するものが主であるが、当審査会は、実施機関の公開決定等にかかる審査請求について答申するのであって、市の事務の進め方について意見を述べる立場にはないことを答申で触れる必要がある。

本件に関して、市は、法律、条例等に違反した行為や手続をしているわけではない。

#### (5) 審査結果

第42号事件から第44号事件までにかかる審査請求は、これを棄却とするのが妥当である。